

調布市条例第 7 号

調布市景観条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 景観計画等の策定等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 行為の規制等（第 10 条—第 16 条）

第 4 章 景観重要建造物等（第 17 条—第 20 条）

第 5 章 表彰及び支援等（第 21 条・第 22 条）

第 6 章 調布市景観審議会等（第 23 条—第 33 条）

第 7 章 雑則（第 34 条）

附則

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川、緑豊かな国分寺崖線など、恵まれた自然の下、活力に満ちた都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景などの生活風景と相まって、自然と生活が織り成す魅力的で多彩な景観が広がるまちである。

このまちを愛する先人たちから脈々と受け継いできた景観は、市民共通の財産であり、これからもこれらの良好な景観を備えた魅力的なまちとして、将来の世代に継承していくため、まちづくりの主体者である市、市民及び事業者が、それぞれの役割と責任を自覚して、良好な景観の形成について共に語り、学ぶことにより新たな関係を築きあげていかなければならない。

こうした市、市民及び事業者の連携と協力の下、いつまでも豊かな自然と都市の利便性とが調和した調布らしい景観を愛情と誇りを持って守り、育んでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第2条に規定する基本理念に立脚し、良好な景観の形成について市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、法に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協力し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進し、もって豊かな自然と都市の利便性とが調和したまちの発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者、市内の土地又は建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）について権利を有する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び市内の土地又は建築物について権利を有する法人等をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、良好な景観の形成を推進するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共事業を実施する場合には、良好な景観の形成の推進に関し、先導的な役割を担うよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の意識を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、他の市民及び事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を通じて積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、市民及び他の事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(東京都及び隣接区市との協議)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、東京都知事又は市の区域に隣接する区域の区市の長（以下「東京都知事等」という。）に対して協議を求めるものとする。

2 市長は、東京都知事等から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する協議をするときは、調布市景観審議会の意見を聴くことができる。

第2章 景観計画等の策定等

(景観基本計画の策定等)

第7条 市長は、市における良好な景観の形成を推進するための基本的な指針を明らかにした計画（以下「景観基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 前2項の規定は、景観基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観計画の策定等）

第8条 市長は、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、景観計画について準用する。

（景観形成重点地区等の指定等）

第9条 市長は、景観計画において、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内に、良好な景観の形成に特に重点的に取り組む地区として、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）を定めることができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、地形、地物等の地理的条件、土地利用の状況、景観上の特性等を勘案し、良好な景観の形成の推進を図る地区として、景観形成推進地区（以下「推進地区」という。）を定めることができる。

3 法第8条第2項第2号に掲げる良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下「行為の制限に関する事項」という。）は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

第3章 行為の規制等

（届出対象行為等）

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年

法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)

その他の物件の堆積

3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 仮設の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(2) 農業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で，次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 法以外の法令等の規定により，許可若しくは認可を受け，又は届出若しくは協議をして行う行為のうち，良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの

(5) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては，規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で，規則で定める規模以下のもの

4 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は，重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は，次の各号に掲げるところによる。

(1) 建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(2) 工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（事前協議等）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議があったときは、景観計画に基づき、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項に規定する指導又は助言をしようとするときは、調布市景観審議会又は調布市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する協議をした者に対し、当該協議に関して必要な報告を求めることができる。

(指導)

第13条 市長は、景観計画において行為の制限に関する事項を定めたときは、当該事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該事項に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（次項、第3項及び第24条において「勧告」という。）をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為完了の報告)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第17条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定
- (2) 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の増築等に係る許可
- (3) 法第26条の規定による景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除(法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。)

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の伐採又は移植の許可
- (3) 法第34条の規定による景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告
- (4) 法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除(法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。)

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を

解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第5章 表彰及び支援等

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認めた者又は団体を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰するときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴くものとする。

(支援等)

第22条 市長は、市内において良好な景観の形成に寄与すると認めた活動を行う者又は団体に対し、当該活動のために必要な支援を行い、又は当該活動に要する費用の一部を助成することができる。

第6章 調布市景観審議会等

(調布市景観審議会)

第23条 良好な景観の形成を推進するため、市長の附属機関として、調布市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 第6条第1項及び第2項に規定する協議に係る事項
- (2) 第7条第1項及び第4項の規定による景観基本計画の策定及び変更に係る事項
- (3) 第8条の規定による景観計画の策定及び変更に係る事項

- (4) 第12条第2項に規定する指導又は助言に係る事項
- (5) 勧告及び第14条第2項の規定による公表に係る事項
- (6) 法第17条第1項又は第5項に規定する必要な措置に係る事項
- (7) 第17条第1項及び第19条第1項に規定する行為に係る事項
- (8) 第21条第1項の規定による表彰に係る事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項

(組織)

第25条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員(以下「審議会委員」という。)10人以内をもって組織する。

- (1) 市民 2人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 市内で活動する市民団体又は関係団体が推薦する者 3人以内

(審議会委員の任期)

第26条 審議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、審議会委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する審議会委員が、その職務を代理する。

(招集)

第28条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第29条 審議会の会議は、審議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第30条 会長は、審議会の運営上必要があると認めたときは、審議会委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は審議会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第31条 市長は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項その他専門的事項を調査審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第25条第2号に掲げる学識経験者である審議会委員のうちから市長が指名する審議会委員5人以内及び必要に応じて学識経験者その他専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する者2人以内をもって組織する。

3 前項に規定する審議会委員及び市長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門部会に部会長を置く。

5 部会長は、部会委員が互選する。

6 部会長は、部務を掌理する。

7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会委員が、その職務を代理する。

8 専門部会は、部会長が招集する。

9 専門部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

10 専門部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

11 専門部会は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項については、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

12 部会長は、専門部会の運営上必要があると認めたときは、部会委員以外の者を専門部会に出席させ、その意見を聴き、又は部会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(調布市景観アドバイザー)

第 3 3 条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、調布市景観アドバイザーを置くことができる。

第 7 章 雑則

(委任)

第 3 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている景観基本計画は、この条例の規定により策定された景観基本計画とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日以後にこの条例の規定により最初に市が策定する景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、東京都が策定している景観計画（市の区域に係る部分に限る。）を市が策定する景観計画とみなす。

4 施行日前に東京都景観条例（平成 1 8 年東京都条例第 1 3 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定により東京都知事に対してされた届出（市の区域に係るものに限る。）は、第 1 0 条第 1 項の規定により市長に対してされた届出とみなす。